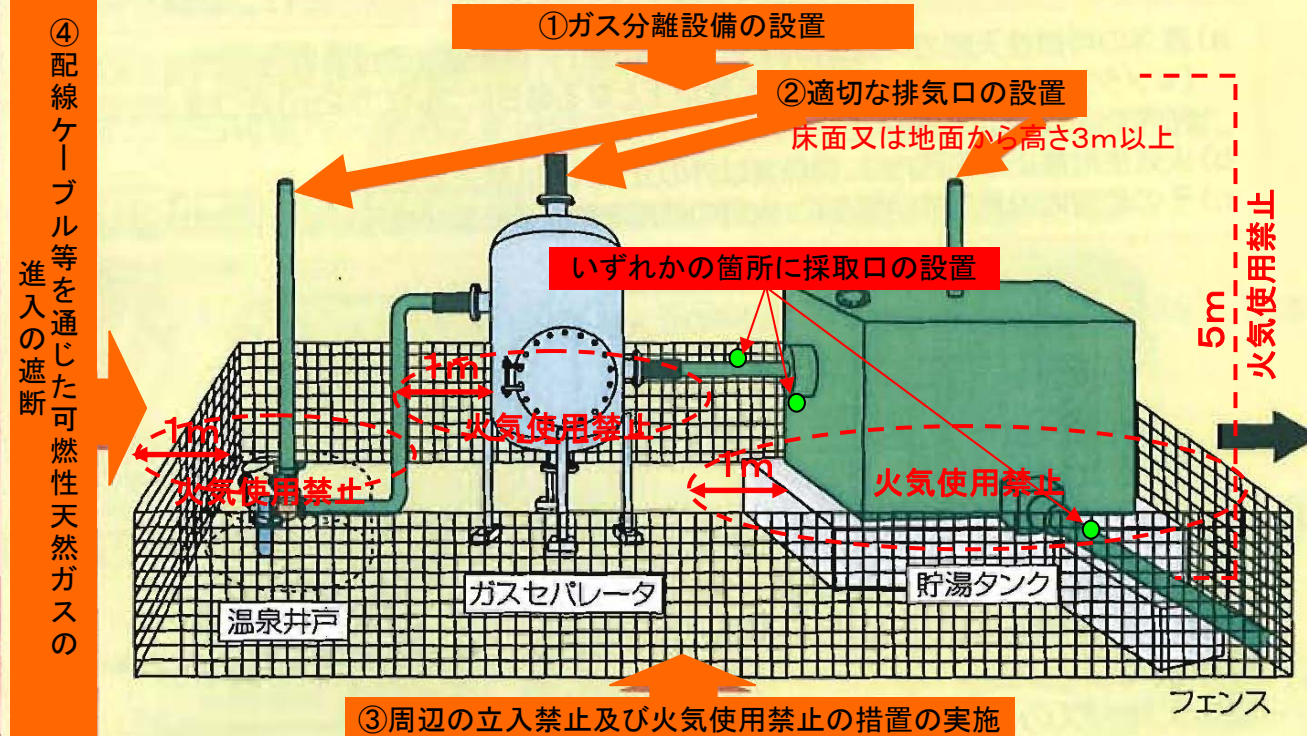


(別添3: 温泉採取に係る設備の配置図・主要な設備の構造図)  
 ※本概念図を基に図面を作成すること

可燃性天然ガス発生装置が屋外にある場合の対策

可燃性天然ガス発生設備が屋外にある場合の対策のチェックポイント



その他全般的な対策

- 可燃性天然ガス発生設備の屋外から屋内への移設禁止  
 (※屋外にある自然ゆう出泉、掘削自噴泉をそのまま屋外で利用する場合は、これらの規制が適用されない場合があります。詳細は都道府県にご確認ください。)

①ガス分離設備の設置

温泉水から可燃性天然ガスを分離するガスセパレーター等の設置が必要です。

②適切な排気口の設置

可燃性天然ガスの排気口は床面又は地面から高さ3m以上必要です。周辺には、窓、給気口、ベランダのほか、電気設備などがあってはいけません。

③可燃性天然ガスの漏出の防止

可燃性天然ガス発生設備から水平距離1m(※可燃性天然ガスが多い温泉では2m)かつ垂直距離5mの範囲内で火気の使用は禁止です。この周囲にフェンス等をして、関係者以外立入禁止にするとともに、「火気厳禁」等の掲示を行う必要があります。

④配線ケーブル等を通じた可燃性天然ガスの進入の遮断

可燃性天然ガス発生設備内部の電気器具からの配線ケーブルがある場合は、制御盤や配電盤等の前にジャンクションボックスを設ける等、可燃性天然ガスの進入を遮断する措置が必要です。

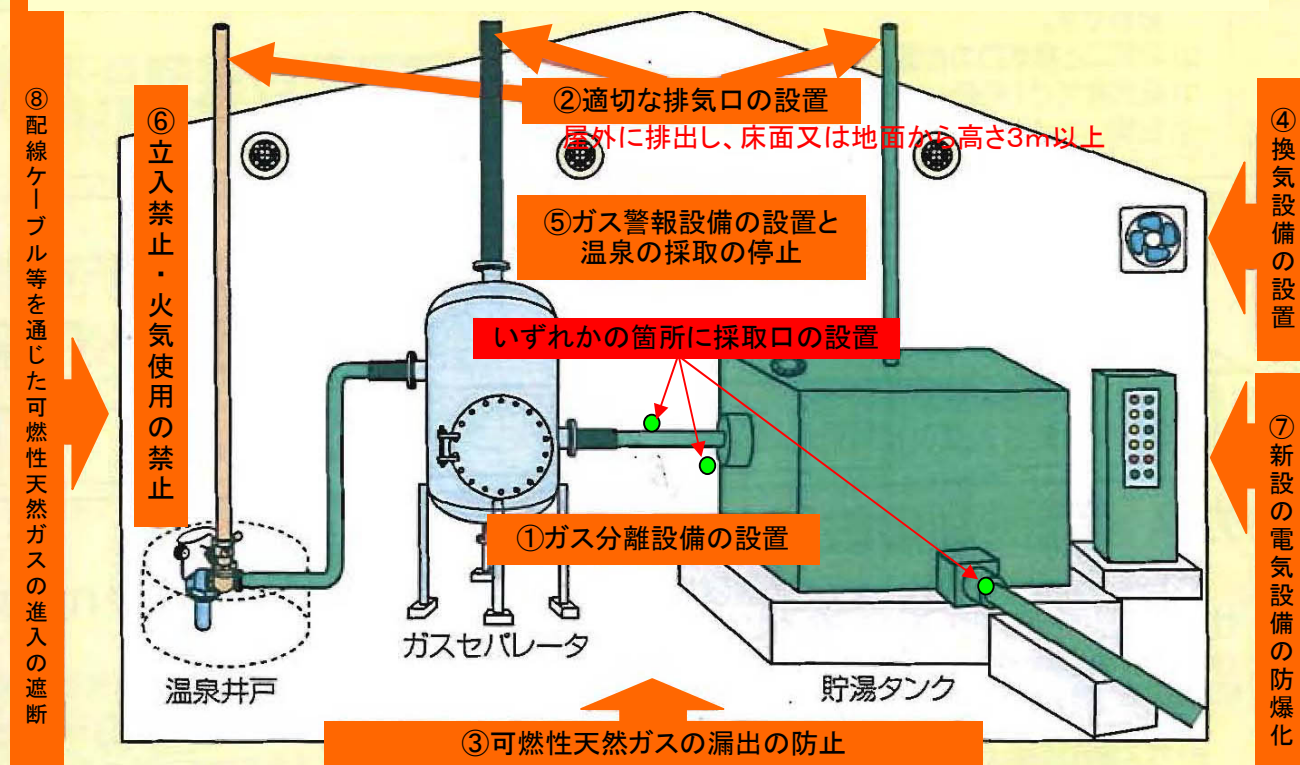
⑤その他

基準の一部が適用されない場合や上記以外の基準が設けられている場合がありますので、あらかじめ都道府県にご相談ください。各基準の詳細については、環境省作成パンフレット「温泉施設での可燃性天然ガス事故を防ぐために(温泉をくみ上げている事業者の皆様へ)」を参照してください。

(別添3:温泉採取に係る設備の配置図・主要な設備の構造図)  
 ※本概念図を基に図面を作成すること

可燃性天然ガス発生装置が屋内にある場合の対策

可燃性天然ガス発生設備が屋内にある場合の対策のチェックポイント



その他全般的な対策

- 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の備え付け  
 (※温泉井戸が地下ピットにある場合は、特例を別途設けています。)

①ガス分離設備の設置

温泉水から可燃性天然ガスを分離する**ガスセパレータ等の設置**が必要です。

②適正な排気口の設置

可燃性天然ガスは**屋外に排出**し、その排気口は床面又は地面から**高さ3m以上**が必要です。排気口の周辺には、窓、吸気口、ベランダのほか、電気設備などがあるてはいけません。

③可燃性天然ガスの漏出の防止

屋内の可燃性天然ガス発生設備等から可燃性天然ガスが**漏出してはいけません**。

④換気設備の設置

**1時間10回以上**の換気能力の換気設備を設置し、**24時間稼働**させる必要があります。

⑤ガス警報設備の設置と温泉の採取の停止

ガス警報設備を設置し、メタン濃度が**10%LEL以上**で警報音を発しなければなりません。**25%LEL以上**で温泉のくみ上げを停止しなければなりません。

⑥立入禁止・火気使用の禁止

関係者以外立入禁止にするとともに、「火気厳禁」等の掲示を行い、ボイラーなどの**火気設備を新たに設置してはいけません**。現在設置しているボイラーなどを引き続き置く場合は、**メタン濃度が25%LEL以上で自動停止**させなければなりません。

⑦新設の電気設備の防爆化

**防爆化していない電気設備は新たに設置してはいけません**(温泉井戸深部にあるものは除く)。現在設置している電気機器は、そのまま設置できますが、交換時には**防爆化**しなければなりません。

⑧配線ケーブル等を通じた可燃性天然ガスの侵入の遮断

可燃性天然ガス発生設備内部の電気器具からの配線ケーブルがある場合は、制御盤や配電盤等の前に**ジャンクションボックス**を設ける等、可燃性天然ガスの**侵入を遮断**する措置が必要です。

⑨都道府県の職員による実地の確認

屋内に可燃性天然ガス発生設備が設置されている場合には、上記の対策に適合するかどうかの都道府県職員による実地での確認を受けなければなりません。

⑩地下ピットに関する特例

屋外に地下ピットがある場合は、特例の対策が必要となります。詳細は、環境省のパンフレットを参照ください。

⑪その他

基準の一部が適用されない場合や上記以外の基準が設けられる場合がありますので、あらかじめ都道府県にご相談ください。各基準の詳細については、環境省作成パンフレット「温泉施設での可燃性天然ガス事故を防ぐために(温泉をくみ上げている事業者の皆様へ)」を参照してください。